

合併直後の臨時経費（システムの統一、ネットワーク整備等）や行政水準、住民負担水準の格差是正に必要な経費（5年間合計）	30億円
特別交付税による財政措置(合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金の是正、公債費格差是正など)（3年間合計）	12億円
合併市町村補助金（新市建設計画に位置づけられた事業）（3年間合計）	16億8千万円
市町村合併支援交付金（三重県支援事業） （新市建設計画に基づく事業及び地域振興を高める事業）（10年間合計）	14億円

## 5 合併した場合の懸念される項目とその対処

懸念される項目	懸念される項目への対処
合併によって、役場が遠くなり不便になる。	旧役場を支所・出張所（旧市町村名の存続）とすることにより、地域に身近なサービスについての対応が可能です。
市町村によって行政水準に格差があることから、水道料金や保育料金が調整されることにより、多少高くなる場合がある。	合併を検討する「合併協議会」において、行政サービスの調整を十分に図り、行政サービスは全体として改善されることとなります。 行政サービスの改善による行政負担増額に対しては、地方交付税等の財政支援措置があります。
合併により、中心地から遠くなる周辺地域の振興策に不安がある。	合併協議会で策定する「市町村建設計画」において、地域の振興計画を策定します。 旧市町村の立場に立って住民の意見を反映する「地域審議会」を設置することにより、振興策の進捗をチェックし、地域の意向をきめ細かく施策に反映することができます。 「市町村建設計画」に記載された事業に必要な財源については、「合併特例債」の活用により計画的に支援します。
役所の整備統合、コンピューターシステムの統一、名称変更など合併にともない多額の経費が必要になる。	合併直後に必要となる経費については、地方交付税や補助金による財政支援措置があります。
財政力に格差のある市町村が合併した場合、財政力が豊かな市町村は不利になるのではないかと。	財政力に余力のある市町村が合併した場合、一見メリットがないように思えますが、規模の拡大を図ることにより、国や県からの権限移譲を受け、広域的な視点に立った産業振興や地域振興が可能になり、市町村としての将来発展に大きく寄与することができます。 将来的な発展を図るための事業の財源には、「合併特例債」等を活用することが可能です。
愛着のある市町村名や地域の名前がなくなる。	新しい市の支所・出張所等の公共施設の名称に、旧市町村名を残すことは可能です。
地域の歴史や文化といった地域の特性がなくなる。	昭和の大合併（昭和30年前後）後も、旧の町村の歴史や文化といった地域の特性は大切にされており、これからも守っていく必要があります。